

○横須賀市スポーツ栄光章表彰要綱

平成19年8月1日

(総則)

第1条 国際大会等に出場し顕著な成績をおさめたチーム及び個人の活躍が本市スポーツ活動の発展に寄与し、活気あふれる市民生活の実現や青少年等の意欲の向上につながることの功績をたたえるために授与するスポーツ栄光章については、この要綱の定めるところによる。

(表彰の対象)

第2条 表彰を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、スポーツ協会若しくは体育関係団体又は文化スポーツ観光部スポーツ振興課の推薦に基づいて、市長が適当と認めた者とする。ただし、賞金が授与される大会は選考の対象としない。

- (1) 本県又は日本を代表し、国際大会に出場したチーム又は個人
- (2) 本県を代表し、全国大会に出場し、ベスト8以上の成績をおさめたチーム又は個人
- (3) 前2号に定めるもののほか、記録を更新する等、特に顕著な成績をおさめ、文化スポーツ観光部スポーツ振興課が推薦したチーム又は個人

(表彰の方法)

第3条 表彰は、毎年1回表彰状及びメダルを授与して行う。ただし、特別の必要があると認められるときは、臨時に表彰を行うことができる。

(その他)

第4条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。